

23 この省令において「監査」とは、治験又は製造販売後臨床試験実施計画書に従つて行われたかどうかについて治験依頼者若しくは製造販売後臨床試験依頼者が行う調査又は自ら治験を実施する者が特定の者を指定して行わせる調査をいう。

24 この省令において「有害事象」とは、治験使用製品又は製造販売後臨床試験実施計画書を使用された被験者に生じた全ての疾病若しくは障害又はこれらの徵候をいう。

25 この省令において「代諾者」とは、被験者の親権を行う者、配偶者、後見人その他のこれらに準じる者をいう。

26 この省令において「自ら治験を実施しようとする者」とは、その所属する実施医療機関等において自ら治験を実施するために法第八十条の二第二項の規定に基づき治験の計画を届け出ようとする者であつて、治験責任医師となるべき医師又は歯科医師への治験実施計画書に基づき複数の実施医療機関において共同で治験を行う場合は、代表して同項の規定に基づき治験の計画を届け出ようとする治験調整医師となるべき医師又は歯科医師を含む。)をいう。

27 この省令において「自ら治験を実施する者」とは、その所属する実施医療機関等において自ら治験を実施するために法第八十条の二第二項の規定に基づき治験の計画を届け出ようとする者であつて、治験責任医師となるべき医師又は歯科医師への治験実施計画書に基づき複数の実施医療機関において共同で治験を行う場合は、代表して同項の規定に基づき治験の計画を届け出ようとする治験調整医師となるべき医師又は歯科医師を含む。)をいう。

28 この省令において「治験製品提供者」とは、自ら治験を実施する者に対し治験製品を提供する者をいう。

(承認審査資料の基準)

29 この省令において「拡大治験」とは、人道的見地から実施される治験をいう。

(承認審査資料の基準)

第三条 法第二十三条の二十五第一項若しくは第九項(法第二十三条の三十七第五項において準用する場合を含む。)又は第二十三条の三十七第一項の承認を受けようとする者が行う再生医療等製品の臨床試験の実施に係る法第二十三条の二十五第三項(同条第十一項及び法第二十三条の三十七第五項において準用する場合を含む。次項において同じ。)に規定する資料の收

集及び作成については、第二章第一節、第三章第一節及び第四章(第四十八条第一項第二号、第五十条第四項、第五十一条第四項及び第七项、第五十二条第三項並びに第六十八条第三項を除く。)の規定の定めるところによる。

2 自ら治験を実施する者が行う再生医療等製品の臨床試験の実施に係る法第二十三条の二十五第三項に規定する資料の収集及び作成については、第二章第二節、第三章第二節及び第四章(第四十八条第一項第一号、第五十一条第六項及び第八項並びに第六十八条第二項を除く。)の規定の定めるところによる。

2 第二章 治験の準備に関する基準

第一節 治験の依頼をしようとする者による治験の準備に関する基準

(業務手順書等)

2 第二節 治験の依頼をしようとする者による治験の準備に関する基準

(業務手順書等)

2 第四条 治験の依頼をしようとする者は、治験実施計画書の作成、実施医療機関及び治験責任医師の選定、治験使用製品の管理、治験使用製品等の不具合に関する情報等(以下「不具合情報等」という。)の収集、記録の保存その他の治験の依頼及び管理に関する業務に係る手順書を作成しなければならない。

2 第五条 治験の依頼をしようとする者は、医師、歯科医師、薬剤師その他の治験の依頼及び管理に係る業務を行うことにつき必要な専門的知識を有する者を確保しなければならない。

2 第六条 治験の依頼をしようとする者は、被験製品の品質、安全性、効能、効果及び性能に関する試験その他治験の依頼をするために必要な試験を終了していなければならぬ。

2 第七条 治験の依頼をしようとする者は、被験品の品質、安全性、効能、効果及び性能その他の試験その他の治験の依頼をするために必要な試験を終了していなければならぬ。

2 第八条 治験の依頼をしようとする者は、第五条の試験により得られた資料並びに被験製品の品質、有効性及び安全性に関する情報に基づいて、次に掲げる事項を記載した治験製品概要書を作成しなければならない。

2 第九条 治験の依頼をしようとする者は、治験の依頼をしようとする者は、当該治験が

被験者に対する効果を有しないこと及び第七十条第一項の同意を得ることが困難な

者を対象にすることが予測される場合には、そ

の旨及び次に掲げる事項を治験実施計画書に記載しなければならない。

2 第十条 治験の依頼をしようとする者は、当該治験が第七十条第一項の同意を得ること

が困難と予測される者を対象にしなければ

ならないこととの説明

2 第十一条 治験の依頼をしようとする者は、当該治験において、予測される被験者への

不利益が必要な最小限度のものであることとの説明

2 第十二条 治験の依頼をしようとする者は、当該治験が

被験者に対する効果を有しないこと及び第七十条第一項の同意を得ることが困難な

者を対象にすることが予測される場合には、そ

の旨及び次に掲げる事項を治験実施計画書に記載しなければならない。

2 第十三条 治験の依頼をしようとする者は、当該治験が第七十条第一項の同意を得ること

が困難と予測される者を対象にしなければ

ならないこととの説明

2 第十四条 治験の依頼をしようとする者は、当該治験が

被験者に対する効果を有しないこと及び第七十条第一項の同意を得ることが困難な

者を対象にすることが予測される場合には、そ

の旨及び次に掲げる事項を治験実施計画書に記載しなければならない。

2 第十五条 治験の依頼をしようとする者は、当該治験が

被験者に対する効果を有しないこと及び第七十条第一項の同意を得ることが困難な

者を対象にすることが予測される場合には、そ

の旨及び次に掲げる事項を治験実施計画書に記載しなければならない。

2 第十六条 治験の依頼をしようとする者は、当該治験が

被験者に対する効果を有しないこと及び第七十条第一項の同意を得ることが困難な

者を対象にすることが予測される場合には、そ

の旨及び次に掲げる事項を治験実施計画書に記載しなければならない。

2 第十七条 治験の依頼をしようとする者は、当該治験が

被験者に対する効果を有しないこと及び第七十条第一項の同意を得ることが困難な

者を対象にすることが予測される場合には、そ

の旨及び次に掲げる事項を治験実施計画書に記載しなければならない。

(法人にあつては、その主たる事務所の所在地。以下この号及び次号、第十三条第一項第二号及び第三号、第十五条、第十八条第一項第二号及び第六号、第二十四条第一項第二号並びに第十三条第一項第二号において同じ。)(当該者が本邦内に住所を有しない場合にあっては、その氏名及び住所所地の国名並びに第十五条に規定する治験国内管理人の氏名及び住所所。第十三条第一項第二号において同じ。)(当該者が本邦内に住所を有しない場合にあっては、当該業務を受託した者(以下この章において「受託者」という。)の氏名、住所及び当該委託に係る業務の範囲

二 治験に係る業務の全部又は一部を委託する場合にあつては、当該業務を受託した者(以下この章において「受託者」という。)の氏名、住所及び当該業務の範囲

三 被験製品の使用により被験者となるべき者の生命の危険が回避できる可能性が十分にあることとの説明

四 第二十七条に規定する効果安全性評価委員会が設置されている旨

三 被験製品の使用により治験実施計画書を作成するときには、当該治験実施計画書の内容及びこれまでの治験を行ふことについて、治験責任医師となるべき者の同意を得なければならない。

四 第二十七条に規定する効果安全性評価委員会が設置されている旨

- 十一 この省令の規定により治験依頼者及び実施機関に従事する者が行う通知に関する事項

十二 治験の費用に関する事項

十三 実施医療機関が治験実施計画書を遵守して治験を行う旨

十四 実施医療機関が治験依頼者の求めに応じて第六十一条第二項各号に掲げる記録（文書を含む。）を閲覧に供する旨

十五 実施医療機関がこの省令、治験実施計画書又は当該契約に違反することにより適正な治験に支障を及ぼしたと認める場合（第六十条に規定する場合を除く。）には、治験依頼者が治験の契約を解除できる旨

十六 被験者の健康被害の補償に関する事項

十七 その他治験が適正かつ円滑に行われるごとを確保するために必要な事項

二 前項の文書による契約については、前条第二項から第五項までの規定を準用する。この場合において、同条第二項中「前項の受託者」とあるのは「実施医療機関（この条の規定により業務の全部又は一部を委託する場合にあっては、実施医療機関及び受託者）（以下「実施医療機関等」という。）」と同項第一号並びに同条第三項第一号、同条第四項及び第五項中「受託者」とあるのは「実施医療機関等」と読み替えるものとのとする。

（被験者に対する補償措置）

第十四条 治験の依頼をしようとする者は、あらかじめ、治験に係る被験者に生じた健康被害（受託者の業務により生じたものを含む。）の補償のために、保険契約の締結その他の必要な措置を講じておかなければならぬ。

（治験国内管理人）

第十五条 本邦内に住所を有しない治験の依頼をしようとする者は、治験使用製品による保健衛生上の危害の発生又は拡大の防止に必要な措置を採らせるため、治験の依頼をしようとする者に代わって治験の依頼を行なうことができる者を、本邦内に住所を有する者（外国法人で本邦内に事務所を有するものの当該事務所の代表者を含む。）のうちから選任し、この者（以下「治験国内管理人」という。）に治験の依頼に係る手続を行なわせなければならない。

第二節 自ら治験を実施しようとする者による治験の準備に関する基準

第十六条 自ら治験を実施しようとする者は、治験実施計画書の作成、治験使用製品の管理、治

（業務手順書等）

2
二、当該治験において、予測される被験者への不利益が必要な最小限度のものであることの説明

二、当該治験が第七十条第一項の同意を得ることのが困難と予測される者を対象にしなければならないことの説明

一、当該治験が第七十条第一項の同意を得ることのが困難と予測される者を対象にしなければならないことの記載しなければならない。

二、自ら治験を実施しようとする者は、医師、歯科医師、薬剤師その他の治験の実施の準備及び管理に係る業務を行うことにつき必要な専門的知識を有する者を確保しなければならない。
(治験実施計画書)

第十七条 自ら治験を実施しようとする者は、被験製品の品質、安全性、効能、効果及び性能に関する試験その他治験の依頼をするために必要な試験を終了していなければならぬ。
(安全性試験等の実施)

第十八条 自ら治験を実施しようとする者は、次に掲げる事項を記載した治験実施計画書を作成しなければならない。

一、自ら治験を実施しようとする者の氏名及び住所

二、治験の実施の準備及び管理に係る業務の全部又は一部を委託する場合にあつては、当該受託者の氏名、住所及び当該委託に係る業務の範囲

三、実施医療機関の名称及び所在地

四、治験の目的

五、治験使用製品の概要

六、治験製品提供者の氏名及び住所

七、治験の方法

八、被験者の選定に関する事項

九、原資料の閲覧に関する事項

十、記録(データを含む。)の保存に関する事項

十一、治験調整医師に委嘱した場合にあつては、その氏名

十二、治験調整委員会に委嘱した場合にあつては、これを構成する医師又は歯科医師の氏名

十三、第三十八条に規定する効果安全性評価委員会を設置したときは、その旨

自ら治験を実施しようとする者は、当該治験が被験者に対して治験製品の効果を有しないこと及び第七十条第一項の同意を得ることが困難な者を対象にすることが予測される場合には、その旨及び次に掲げる事項を治験実施計画書に記載しなければならない。

3
一 自ら治験を実施しようとする者は、当該治験が第七十条第一項及び第二項の同意を得ることに困難と予測される者を対象にしている場合は、その旨及び次に掲げる事項を治験実施計画書に記載しなければならない。
二 当該被験製品が、生命が危険な状態にある傷病者に対して、その生命の危険を回避するため緊急に使用される再生医療等製品として、製造販売の承認を申請することを予定しているものであるとの説明
三 現在における治療方法では被験者となるべき者に対する十分な効果が期待できないことの説明
四 被験製品の使用により被験者となるべき者の生命の危険が回避できる可能性が十分にあることとの説明
四 第三十八条に規定する効果安全性評価委員会が設置されている旨
四 第三十八条に規定する効果安全性評価委員会が設置されている旨
五 自ら治験を実施しようとする者は、治験使用製品の品質、有効性及び安全性に関する事項その他他の治験を適正に行うために重要な情報を知つたときは、必要に応じ、治験実施計画書を改訂しなければならない。
(治験製品概要書)
第十九条 自ら治験を実施しようとする者は、第十七条の試験により得られた資料並びに被験製品の品質、有効性及び安全性に関する情報に基づいて、次に掲げる事項を記載した治験製品概要書を作成しなければならない。
一 被験製品の構成細胞、導入遺伝子又は識別記号
二 品質、安全性、効能、効果又は性能その他の被験製品に関する事項
三 臨床試験が実施されている場合にあっては、その試験成績に関する事項
二 自ら治験を実施しようとする者は、被験製品の品質、有効性及び安全性に関する事項その他の治験を適正に行うために重要な情報を知つたときは、必要に応じ、前項の治験製品概要書を改訂しなければならない。
(説明文書の作成)
第二十条 自ら治験を実施しようとする者(治験責任医師となるべき医師又は歯科医師に限る。次条及び第三十七条において同じ。)は、説明文書を作成しなければならない。
(実施医療機関の長への文書の事前提出及び治験の実施の承認)
第二十一条 自ら治験を実施しようとする者は、あらかじめ、次に掲げる文書を実施医療機関の

長に提出し、治験の実施の承認を得なければならぬ。

一 治験実施計画書（第十八条第四項の規定により改訂されたものを含む。）

二 治験製品概要書（第十九条第二項の規定により改訂されたものを含む。）及び治験使用製品（被験製品を除く。）に係る科学的知見を記載した文書

三 症例報告書の見本

四 説明文書

五 モニタリングに関する手順書

六 監査に関する計画書及び業務に関する手順書

七 治験分担医師となるべき者の氏名を記載した文書

八 治験使用製品の管理に関する事項を記載した文書

九 この省令の規定により自ら治験を実施する者及び実施医療機関に従事する者が行う通知に関する事項を記載した文書

十 治験の費用に関する事項を記載した文書

十一 被験者の健康被害の補償に関する事項を記載した文書

十二 実施医療機関が自ら治験を実施する者の求めに応じて第六十一条第二項各号に掲げる記録（文書を含む。）を閲覧に供する旨を記載した文書

十三 実施医療機関がこの省令又は治験実施計画書に違反することにより適正な治験に支障を及ぼしたと認める場合（第六十六条に規定する場合を除く。）には、自ら治験を実施する者が治験を中止することができる旨を記載した文書

十四 その他治験が適正かつ円滑に行われるることを確保するために必要な事項を記載した文書

（業務の委託）

第一十二条 自ら治験を実施しようとする者又は実施医療機関は、治験の実施の準備及び管理に係る業務の全部又は一部を委託する場合には、次に掲げる事項を記載した文書により当該委託を受けた者（以下この節において「受託者」という。）受託者との契約を締結しなければならない。

一 当該委託に係る業務の範囲

二 当該委託に係る業務の手順に関する事項

三 前号の手順に基づき当該委託に係る業務が適正かつ円滑に行われているかどうかを自ら

する。この場合において、これらの規定中「治験の依頼をしようとする者」とあるのは、「実施医療機関の長」と、「実施医療機関の長」とあるのは、「治験の依頼をしようとする者又は治験依頼者及び治験責任医師となるべき者又は治験責任医師」と読み替えるものとする。

(治験審査委員会の意見)

第五十二条 実施医療機関は、第四十九条第一項の規定により意見を聞いた治験審査委員会が、治験を行うことが適当でない旨の意見を述べたときは、治験の依頼を受け、又は治験の実施を承認してはならない。

2 実施医療機関は、第五十条第一項又は第二項の規定により意見を聞いた治験審査委員会が、治験を継続して行うことが適当でない旨の意見を述べたときは、治験の契約を解除し、又は治験を中止させなければならない。

3 実施医療機関の長は、第五十条第四項の規定により意見を聞いた治験審査委員会が、当該実験を中止させなければならない。

4 実施医療機関において当該治験が適切に行われていいなかつた旨の意見を述べたときは、必要な措置を講じなければならぬ。

(記録の保存)

第五十三条 治験審査委員会を設置した者は、第四十七条第二項に規定する手順書及び委員名簿並びに会議の記録及びその概要、第四十九条第二項及び第六項の規定による契約に関する資料、第五十一条第一項各号に掲げる資料、同条第二項に規定する資料並びに第六十条第一項から第四項までの規定による治験審査委員会及び専門治験審査委員会に対する通知を、被験製品に係る再生医療等製品についての製造販売の承認を受ける日(第三十二条第三項又は第四十三条规定を受けた日)又は治験の中止若しくは終了の後三年を経過した日のうちいずれか遅い日までの期間保存しなければならない。

第二節 実施医療機関の要件

第五十四条 実施医療機関は、次に掲げる要件を満していかなければならない。

(実施医療機関の要件)

一 十分な臨床観察及び試験検査を行う設備及び人員を有していること。

二 緊急時に被験者に対して必要な措置を講ずることができること。

三 治験責任医師等、薬剤師、看護師その他治験を適正かつ円滑に行うために必要な職員が十分に確保されていること。

(実施医療機関の要件)

第五十五条 実施医療機関の長は、治療に係る業務に関する手順書を作成しなければならない。

2 実施医療機関の長は、当該実施医療機関における治験がこの省令、治験実施計画書、治験依頼者が治験を依頼する場合にあっては治験の契約書、自ら治験を実施する者が治験を実施する場合にあつては第二十一条第五号から第十一号までに規定する文書及び前項の手順書に従つて適正かつ円滑に行われるよう必要な措置を講じなければならない。

3 実施医療機関の長は、被験者の秘密の保全が担保されるよう必要な措置を講じなければならない。

(モニタリング等への協力)

第五十六条 実施医療機関の長は、治験依頼者が実施し、又は自ら治験を実施する者が実施されるとモニタリング及び監査並びに第四十六条第一項の治験審査委員会及び第四十九条第五項の専門治験審査委員会(専門治験審査委員会にあつては、第四十九条第四項の規定により意見を聞く場合に限る。以下「治験審査委員会等」という。)による調査に協力しなければならない。

2 実施医療機関の長は、前項のモニタリング、監査又は調査が実施される際には、モニター、監査担当者又は治験審査委員会等の求めに応じ、第六十一条第二項各号に掲げる治験に関する記録を閲覧に供しなければならない。

(治験事務局)

第五十七条 実施医療機関の長は、治験に係る業務に関する事務を行う者を選任しなければならない。

(治験使用製品の管理)

第五十八条 治験製品管理者(治験製品を管理する者をいう。)は、第二十四条第六項又は第三十五条第六項の手順書に従つて治験使用製品を適切に管理しなければならない。

(業務の委託等)

第五十九条 実施医療機関(自ら治験を実施する者が治験を実施する場合にあつては、治験責任医師又は実施医療機関。以下この条において同じ。)は、治験の実施に係る業務の一部を委託する場合には、次に掲げる事項を記載した文書により当該業務を受託する者との契約を締結しなければならない。

一 当該委託に係る業務の手順に関する事項

(実施医療機関の長)

三 前号の手順に基づき当該委託に係る業務が適正かつ円滑に行われているかどうかを実施

医療機関が確認することができる旨

者を置かなければならない。

四 当該受託者に対する指示に關する事項

五 前号の指示を行つた場合において当該措置が講じられたかどうかを実施医療機関が確認することができる旨

が講じられた旨

が講じられる旨

(被験者となるべき者の選定)

第六十四条 治験責任医師等は、次に掲げるところにより、被験者となるべき者を選定しなければならない。

一 倫理的及び科学的観點から、治験の目的に

応じ、健康状態、症状、年齢、同意の能力等

を十分に考慮すること。

二 同意の能力を欠く者にあっては、被験者とすることがやむを得ない場合を除き、選定しないこと。

三 治験に参加しないことにより不当な不利益を受けるおそれがある者を選定する場合については、当該者の同意が自発的に行われるよう十分な配慮を行うこと。

(被験者に対する責務)

第六十五条 治験責任医師等は、治験使用製品の適正な使用方法を被験者に説明し、かつ、必要に応じ、被験者が治験使用製品を適正に使用しているかどうかを確認しなければならない。

二 治験責任医師等は、被験者が他の医師により治療を受けている場合には、被験者の同意の下に、被験者が治験に参加する旨を当該他の医師に通知しなければならない。

三 実施医療機関の長及び治験責任医師等は、被験者に生じた有害事象に対し適切な治療が提供されるよう、事前に、必要な措置を講じておかなければならぬ。

四 治験責任医師等は、被験者に有害事象が生じ、治療が必要であると認めるときは、その旨を被験者に通知しなければならない。
(治験実施計画書からの逸脱)

第六十六条 治験責任医師等は、治験審査委員会が事前に承認した治験実施計画書を遵守して、治験を実施しなければならない。

二 治験責任医師は、被験者の緊急の危険を回避するためその他医療上やむを得ない理由により治験実施計画書に従わなかつた場合には、全てこれを記録し、その旨及びその理由を記載した文書を直ちに治験依頼者が治験を依頼する場合にあつては治験依頼者及び実施医療機関の長に提出しなければならない。

三 治験依頼者が治験を依頼する場合における前項の規定による文書の提出については、第十条第二項から第五項までの規定を準用する。この場合において、これらの規定中「治験の依頼」

しようとする者」とあるのは「治験責任医師」と、「実施医療機関の長」とあるのは「治験依頼者」と読み替えるものとする。
(症例報告書)

第六十七条 治験責任医師等は、治験実施計画書に従って正確に症例報告書を作成し、これに氏名を記載しなければならない。

(症例報告書)

第六十八条 治験責任医師は、治験の実施状況の概要を、適宜、実施医療機関の長に文書により報告しなければならない。

二 治験依頼者が治験を依頼する場合にあっては、治験責任医師は、治験使用製品の不具合等によると疑われる死亡その他の重篤な有害事象の発生を認めたり又はその発生のおそれがあると認めたときは、直ちに実施医療機関の長に報告するとともに、治験依頼者に通知しなければならない。この場合において、治験依頼者、実施医療機関の長又は治験審査委員会等から更に必要な情報の提供を求められたときは、当該

文書による説明と同意の取得

第六十九条 治験責任医師は、治験の中断等(治験の中止等)

二 治験が中断され、又は中止されたときは、被験者に速やかにその旨を通知するとともに、適切な医療の提供その他必要な措置を講じなければならない。

三 治験の目的

二 治験責任医師の氏名及び連絡先

二 治験責任医師は、自ら治験を中断し、又は中止したときは、実施医療機関の長に速やかにその旨及びその理由を文書により報告しなければならない。

三 治験責任医師は、治験を終了したときは、実施医療機関の長にその旨及びその結果の概要を文書により報告しなければならない。

(第四節 被験者の同意)

二 治験に参加しないこと又は参加を取りやめることにより被験者が不利益な取扱いを受けない旨

三 治験の参加を取りやめる場合の治験製品の取扱いに関する事項

四 治験に参加しないこと又は参加を取りやめることにより被験者が不利益な取扱いを受けない旨

五 治験に参加する事項

六 他の治療方法に関する事項

七 治験に参加する期間

八 治験の参加をいつでも取りやめることができる旨

九 治験に参加しないこと又は参加を取りやめることにより被験者が不利益な取扱いを受けない旨

十 治験の参加を取りやめる場合の治験製品の取扱いに関する事項

十一 被験者の秘密が保全されることを条件に、モニター、監査担当者及び治験審査委員会等が原資料を閲覧できる旨

十二 被験者に係る秘密が保全される旨

十三 健康被害が発生した場合における実施医療機関の連絡先

十四 健康被害が発生した場合に必要な治療が行われる旨

十五 健康被害の補償に関する事項

十六 当該治験の適否等について調査審議を行いう治験審査委員会の種類、各治験審査委員会において調査審議を行う事項その他当該治験に係る治験審査委員会に関する事項

十七 被験者が負担する治験の費用があるときは、当該費用に関する事項

十八 当該治験に係る必要な事項

十九 説明文書には、被験者となるべき者に権利を放棄させる旨又はそれを疑わせる記載及び治験依頼者、自ら治験を実施する者、実施医療機関、治験責任医師等の責任を免除し若しくは軽減させる旨又はそれを疑わせる記載をしてはならない。

二十 説明文書には、できる限り平易な表現を用いなければならない。

(説明文書等への署名等)

二十一 第七十一条第一項又は第二項に規定する同意は、被験者となるべき者が説明文書の内容を十分に理解した上で、当該内容の治験に参加することに同意する旨を記載した文書(以下「同意文書」という)に、説明を行つた治験責任医師等及び被験者となるべき者(第三項に規定する立会人が立ち会う場合にあっては、被験者となるべき者及び立会人)。次条において同

